

# 地方税共同機構 第3回運営審議会 会議録

## 1 開会の日時及び場所

### (1) 日時

令和2年2月20日（木）17時10分～18時00分

### (2) 場所

全国都市会館 地下1階第3会議室

## 2 出席委員の氏名

会 長	稲継	裕昭
会長代理	石井	夏生利
委 員	中里	透
〃	嶋原	俊秀
〃	豊田	善之
〃	細山	英明

## 3 議事の概要

別紙のとおり

以上

地方税共同機構

運営審議会会長 稲継 裕昭

## (別紙) 議事の概要

### 1 開会

委員 (新任委員 自己紹介)

理事長 地方税共同機構は、昨年4月に発足され、今年度は初年度であったが、概ね順調に事業を行ってきている。

途中で報告もさせていただいたが、昨年9月にはeLTAXのシステム更改、10月には地方税共通納税システムがスタートした。どちらも細かなプログラムエラー等があり、納税者や地方団体の一部ご迷惑をおかけしたが、大きな事故には至らなかった。

1月末は、地方税の関係手続で大きなイベントとなる給与支払報告書の提出や固定資産税(償却資産)の申告期限であった。また、寄附金控除(いわゆる「ふるさと納税」)に係る地方団体間の特例通知のやり取りについてもeLTAXを通じてできるようになっているが、大きなトラブルなく処理を行うことができた。

1月のeLTAXによる申告件数は約770万件となり、前年度に比べ8%程度増えている。ふるさと納税に係る地方団体間の通知についても1,778団体のうち1,660の地方団体が利用し、概ね530万件の通知が電子的に行われている。ふるさと納税の特例通知のやり取りについては、昨年、急遽対応したこともあり、システムの的にチェックが行われていないデータが飛び交うこととなり、地方団体からの苦情をいただいたが、今年は問題なく対応できている。

9月のホームページの更改以降、ヘルプデスクに電話がつながりにくくなっていたが、当機構の職員や委託先事業者が努力して、12月中旬には平常の応答率になった。1月の最繁忙期においては多い日には約2,000件の問い合わせがあったが、95%程度の応答率となり、滞りなく応答することができた。

本日は、令和2年度の事業計画、予算についてお諮りする。今年は、令和2年度に契約を結ぶ大きな事項について、債務を負担するという観点から、代表者会議、運営審議会に御説明すべき事項として、予算案の中に入れてさせていただいた。

研修・調査研究事業については、旧全国地方税務協議会の研修は、これまでは会員団体である都道府県や政令市を対象に実施していたが、機構として業務を承継し、一般市区町村向けに研修を充実させる必要があると考えられることから、未確定ではあるが、市町村振興協会助成金を財源に、一般市区町村向けの研修について充実を図りたいと考えている。

昨年度、総務省と協力して、学識経験者等に御参加いただき、地方税に

おける電子化の推進に関する検討会を設置した。この検討会において、個人住民税の金融所得課税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）について、他の税目に先行して地方税共通納税システムの対象に追加することが議論され、令和2年度税制改正の大綱において、令和3年10月以後に実施されることが決定された。機構としてもしっかりと準備を進めたい。

また、特徴税額通知、償却資産申告、軽自動車関係手続について、全国の市区町村にアンケート調査を実施し、地方団体の現場における様々な実情を把握することができた。業務やシステムの標準化の必要や、eLTAXがどのような役割を果たすべきなのかも検討していきたい。

3月6日の代表者会議において、本日いただいた意見や各委員の発言について報告させていただきたい。よろしくお願ひしたい。

## 2 議事

会 長 議案第1号「令和2年度事業計画（案）、議案第2号「令和2年度予算（案）」及び議案第3号「eLTAX次期更改準備資金積立計画（案）」について、相互に関連した内容となるため、あわせて事務局から説明をいただきたい。

事務局 （議案第1号、議案第2号及び議案第3号の内容を説明）

会 長 議案第1号、議案第2号及び議案第3号の説明について、運営審議会として異議なしとしてよいか伺いたい。あわせて、質問やとりまとめるべき意見等はないか。

（異議なし）

会 長 特に運営審議会としてとりまとめるべき意見はないようであるので、本議案に対しては異議がなかった旨を理事長から代表者会議に報告することとする。

## 3 報告

会 長 報告第1号「検討課題に係る取組状況」について、事務局から説明をいただきたい。

事務局 （報告第1号の内容を説明）

会 長 報告第1号について、質問や運営審議会としてとりまとめるべき意見等はあるか。

委 員 地方団体へのアンケート調査を実施したとのことだが、幅広く意見を聞くことは大事である。アンケートの結果をすべて踏まえて調整をすることは難しいとは思いますが、地方団体に対するフィードバックは、どのようなスケジュールで、どのようにしていくのか。

事務局 検討課題により取組は様々である。基本的な進め方としては、機構において地方団体の実務者の意見を聴く場として設置した各検討部会や実務者会議等の場を通じて御意見を伺うこととなるが、アンケート調査を実施する時やとりまとめた時に報告する等、その都度、地方団体に情報共有をしている。スケジュール感についてもそれぞれの課題に応じたものとなるが、地方団体における予算要求やシステム開発等に支障がないように、必要な手順に沿って進めていきたい。

委員 資料4ページの対象税目の拡大について、全都道府県を対象としてアンケート調査を実施したとのことだが、地方団体からの反応はどうか。

事務局 各都道府県からの意見は多様なものであった。各団体における基幹税務システムの実態や事務の進め方が様々という事情があると思う。丁寧に個別に意見を聞く機会も設けながら、各都道府県が対応できるようなシステムを考えながら取り組んでいく。金融所得課税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）に係る対応については、税制改正大綱において令和3年10月に開始とされたことから、実務的には、今月中にも仕様書案を示し、これに対する御意見もいただきながら進めていきたい。

委員 地方団体からは、具体的にはどのような課題が出てきているのか。

理事長 今回は、金融所得課税ということで比較的単純な仕組みの税ではあるが、利子割等それぞれで様々な区分があり、都道府県により対応が異なるものがある。また、申告と納付が紙により一体で行われているが、金融機関等においても、各支店において処理していたり、集約化して処理していたりする。このほか、通常の税においては、課税をしてから徴収簿を作成し、納付が行われるということになるが、金融所得課税のような単純な税の場合は徴収簿を作成していない場合があるなど、実務的な処理の方法が違っている。今回の金融所得課税に関してeLTAXで扱う場合でも、基幹税務システムにおける処理の範囲も都道府県により異なっているため、どのように対応をするのかということが課題。

特別徴収義務者の管理方法についても、特別徴収義務者番号であったり、eLTAX IDであったり、独自コードを付番していたりとコードの体系も都道府県により様々な上、他の税目と共通のコードで管理している団体もあれば、他の税目とは分けて管理している団体もあるため、特別徴収義務者を特定するコードのところから議論があり、調整しているところ。

委員 実務的な論点が多いようだが、令和3年10月の開始は間に合うのか。

理事長 どこで割り切るのかということもあるが、例えば、システムの守備範囲の違いについては、eLTAX側から送る情報を各都道府県がどう扱うのか

ということになる。

コード体系については、基幹税務システムの作りにもよるが、システムを作って一括管理しているところもあれば、そうではないところもある。申告・納入を受け付けた後の処理までの管理をどうするのか、今後調整する。

金融所得課税の仕組みについては、全国一律の仕組みにしなければ、申告する側が困る。少なくとも、出力するデータの形式やコード体系については統一したい。

会 長 他に質問等はないか。特に運営審議会としてとりまとめるべき意見はないようなので、委員からのご意見やご助言等については理事長から代表者会議において適宜ご紹介いただくとともに、今後の運営に活かしていただくこととし、本件についてはこれで終了とする。

#### 4 その他

会 長 その他として「基本的財産の確保（案）」について、事務局から説明をいただきたい。

事務局 （その他「基本的財産の確保（案）」の内容を説明）

会 長 本件について、質問や運営審議会としてとりまとめるべき意見等はあるか。

委 員 「その他」というのは、会議の中でどういう位置づけになるのか。

事務局 「その他」の趣旨としては、決算処理をする上での方針を御了解いただくというもので、議案としては来年度の5月か6月頃に決算（案）としてお示しすることとなる。昨年夏の段階で御説明している内容に沿って、事務処理をするための方針をお諮りするもの。

委 員 ここで取りまとめるべきものはあるのか。

事務局 ここでお示ししている「経理上の整理」について、特にご意見等があれば、それを踏まえたうえで、事務処理をしていきたいという趣旨である。

委 員 3億円の財源の内訳を教えてください。

事務局 昨年夏にもご説明させていただいたように、機構が旧3協議会から承継した財産のうち3億円を経理上区分して管理することになるが、それを自由に使うということではなく、緊急的な対応のための基本的財産として、一定の支出目的を定めて必要な時に支出ができるような管理をしていくというもの。承継財産を区分して管理するものであり、地方団体に新たな負担を求めるものではない。

委 員 本日は規程案の内容を決定したいということか。

事務局 規程については、事務的な内容であり理事長決定を想定している。この規程に定めることとなる取扱いの方針の部分について御了解いただきたいもの。

委員 緊急時に対応するための積立ては大事。規程案の第2条第5項、第6項について、取り崩した場合には、地方団体からの負担金で補てんすることになるとのことだが、その年のうちに負担金を求めるのか平準化して求めるのか。復元の期間は柔軟に対応することになるのか。

事務局 取崩しの規模にもよることになるだろうが、3億円を保持するという方針のもと、取り崩した金額について、負担金をお願いする時期は、その都度適切な時期に行うことになると考えている。

会長 他にご質問等はないか。特に運営審議会としてとりまとめるべき意見はないようなので、個々の委員からのご意見やご助言等については理事長から代表者会議において適宜ご紹介いただくとともに、今後の運営に活かしていただくこととし、本件についてはこれで終了とする。

## 5 意見書案について

会長 本日の審議に係る当審議会の意見書については、事務局を通じて意見書案を確認いただいた上で、最終的には会長一任とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

(異議なし)

会長 それでは、ご異議がないようなので、そのように進めさせていただく。また、議事録についても同様の手続でとりまとめを行うので、御協力願いたい。

なお、決定した意見書は来月6日に開催予定の代表者会議において、理事長から報告いただく。

本日の議事の公開については、会議規則第8条第2項に基づき、会議録を委員の皆様方にご確認をいただいた上で公開する。また、会議資料及び意見書についても、会議録と同様に公開する。

## 6 閉会

会長 以上で、第3回運営審議会を閉会する。

以上